

令和6年度 八本松小学校PTA定期総会

1) 報告事項

第1号	令和5年度活動報告	P.1~2
第2号	令和5年度決算報告	P.3
第3号	令和5年度会計監査報告	P.4

2) 承認事項

第1号議案	八本松小学校PTA会則改正案	P.11
第2号議案	令和6年度役員選出	P.5
第3号議案	令和6年度活動計画案	P.7
第4号議案	令和6年度予算案	P.9
第5号議案	令和6年度特別会計予算案	P.10

令和5年度 PTA活動報告

		各専門部会・学級委員会							
		役員会	地域幹事	広報部	地域活動部	交通安全部	ベルマーク部	学級委員	
3月	<p>24: 離任式</p> <p>25: 新旧執行部会 ・会計監査 ・防犯パトロール</p>	<p>4: 第8回役員会、新旧合同役員会</p>							
4月	<p>10: 就任式・始業式・入学式</p> <p>21: 授業参観・懇談会 PTA総会・懇談会 臨時執行部会</p>	<p>18: 役員選出アンケート累計 21: 役員決め立ち会い、PTA総会・懇談会 臨時執行部会</p>	<p>18: 卒業式 ・交通整理</p> <p>10: 入学式 ・交通整理 21: 参観日 ・交通整理</p>			<p>地域内危険箇所看板 調査中</p>			
5月	<p>28~28・5/1: 個人懇談</p> <p>2: 遠足</p> <p>13: 重刈り</p> <p>15~16: 修学旅行 (6年生)</p> <p>27: 運動会</p>	<p>1: 第1回役員会 ・各部会・地域からの報告 ・運動会について ・重刈りについて ・活動費について、報告書について</p> <p>ラジオ体操の実施 についてアンケート</p>	<p>13: 重刈り 27: 運動会 交通整理</p>	<p>27: 運動会交通整理</p>			<p>19: 第1回仕分け作業 ベルマーク日より発行</p>		
6月	<p>23: 授業参観</p>	<p>2: 第2回役員会 ・運動会の反省 ・夏休みのラジオ体操について ・親子クリーン活動について</p> <p>5: かしの木 の制作</p>					<p>13: 第1回集計作業 ベルマーク日より発行</p>		
7月	<p>15: (週5) 将棋教室</p> <p>21: 夏季休業開始</p>	<p>26: 役員会日より発行</p> <p>22: 防犯パトロール(青少年育成部会)</p>	<p>3: かしの木 発行・配布</p>			<p>7: 看板の修繕作業 実施、設置</p>	<p>14: 第2回仕分け作業 ベルマーク日より発行</p>		
8月	<p>24: 学校保健委員会</p> <p>26: 親子クリーン活動</p> <p>30: 前期後半開始</p>	<p>26: 親子クリーン活動</p>							
9月	<p>16: (週5) 将棋教室</p> <p>22: 授業参観・教育講演会</p>	<p>1: 執行部会 ・各部会・地域からの報告 ・参観日・教育講演会について ・教育研究会について</p> <p>4: ふるさと文化祭 実行委員会議出席 ふるさと文化祭 担当時間と役割分担</p>	<p>22: 参観日 ・交通整理</p>	<p>4: ふるさと文化祭 実行委員会議出席 ふるさと文化祭 担当時間と役割分担</p>		<p>子ども10番の星 調査中</p>	<p>14: 第2回集計作業 ベルマーク日より発行</p>		

10月	6:前期終業式 7:(連5)総手紙教室 5~7個人聴談 12:後期始業式	6:執行部会 15:ふるさと文化祭 30:役員会日より発行	6:第4回役員会 各部会・地域からの報告 学習発表会の役割分担について PTA会費の繰越金について	18:子ども安全の日 登校見守り 7:レレモニ参加 来年度入学児童資料 受け取り 八本松を歩こうウォーキング イベントについて	2:かしの木の掲載文を 学級委員に依頼	14:ふるさと文化祭 準備 15:ふるさと文化祭 八本松を歩こう ウォーキングイベント 担当決め 12:八本松を歩こう ウォーキングイベント	13:「子ども110番の家」 来年度のお願い 旗調査完了	17:第3回仕分け作業 ベルマーク日より発行 12:学習発表会制服リユース 協力の案内配布 31:制服の直付け作業	
11月	22:学生社会見学 11:学習発表会 15:1年生社会見学 18:子ども祭り 21:子ども安全の日 24:役員会日より発行	2:執行部会 11:学習発表会 12:八本松を歩こうウォーキングイベント (体育振興部会) 18:子ども祭り 21:子ども安全の日 24:役員会日より発行	2:第5回役員会 各部会・地域からの報告 学習発表会の役割分担について 持久走大会について 来年度地域世帯数調査について 子ども安全の日パトロール について 八本松を歩こうウォーキング イベントについて	2:かしの木の掲載文を 学級委員に依頼	2:かしの木の掲載文を 学級委員に依頼	18:子ども祭り 16:第3回集計作業	18:子ども110番の家 来年度のお願い 旗調査完了	11:学習発表会 パザー 準備・開催 21:制服の整理	
12月	8:持久走大会(参観) 22:(連5)料理教室 23:後期前半終了	2:執行部会 3:県PTA連合会安全研修会 3:東広島市学校安全ボランティア 講習会 5:来年度執行部員募集の案内配布 10:持久走大会 11:ベトナム大会(体育振興部会) 16:役員会日より発行 17:防犯パトロール(青少年育成部会) *「来年度地域代表幹事・ 地域幹事教頭」 作成、代表幹事への通知	2:第6回役員会 各部会・地域からの報告 子ども安全の日 ベトナム大会について 来年度地域世帯数調査について 令和4年度活動報告について 審議案件、PTA 役員 の修正について	13:かしの木作成	13:かしの木作成	ベルマーク日より発行	13:「子ども110番の家」 来年度のお願い 旗調査完了		
1月	10:後期後半授業開始 11:校内書初め大会	27:第7回役員会 各部会・地域からの報告 新役員選出について 新役員選出について 新役員選出について 新役員選出について	9:かしの木 配布	9:かしの木 配布	18:第4回仕分け作業				
2月	2:授業参観 4:子ども祭り 5:1、3、5年生縄跳び 大会 16:感謝の会 大会 15:交通班長交代式 16:感謝の会 大会 15年生を送る会	4:子ども前日準備 5:子ども(文化部会) 6:役員会日より発行	新役員名簿提出 引き継ぎ	2:参観日 交通整理	2:参観日 交通整理	4:子ども祭り	子ども110番旗、 お礼状を各地域に配布	5:子ども手伝い	
3月	16:卒業式 25:修了式、離任式	2:執行部会・専門部役員決め 17:役員会日より発行 25:会計監査・執行部会・新旧執行部会 (青少年育成部会) 25:防犯パトロール(青少年育成部会)	2:新旧合同役員会 来年度交通当番表 登校班連絡網配布 新入生へ必要文書配布 登校班名簿を学校へ 提出	2:新旧合同役員会 16:卒業式 交通整理	2:新旧合同役員会 16:卒業式 交通整理	2:新旧合同役員会 2:部長、副部長決め 新旧合同役員会	2:部長、副部長決め 新旧合同役員会	26:第4回集計作業 ベルマーク日より発行	

令和5年度 決算報告

(収入の部)

(単位:円)

項目	当初予算額	決算額	内 訳
1 繰越金	954,487	954,487	前期貯金残高
2 会費	1,308,000	1,340,600	PTA会費 1ヶ月 200円
3 雑収入	0	6	貯金利息
合 計	2,262,487	2,295,093	

(支出の部)

(単位:円)

款	項目	当初予算額	決算額	内 訳
1	会議費	10,000	777	
	小 計	10,000	777	
2	通信費	5,000	5,000	郵送費等
	印刷費	5,000	5,000	印刷機使用料
	備品・消耗品費	80,000	55,540	コピー用紙等
	小 計	90,000	65,540	
3	会員研修費	10,000	0	
	研修会議参加費	100,000	1,020	
	地域活動費	60,600	19,451	
	学級活動費	105,750	106,350	
	学級委員会費	3,000	220	
	ベルマーク部費	20,000	11,782	ベルマーク郵送費等
	広報部費	20,000	16,360	かしの木編集印刷等
	地域活動部費	10,000	0	
	地域安全部費	50,000	14,376	看板修繕費等
	交通部費	20,000	14,134	草刈り飲み物代等
小 計	399,350	183,693		
4	図書費	150,000	150,000	図書備品
	卒業入学費	150,000	150,000	花・防犯ブザー等
	保健室援助費	30,000	30,000	
	児童会費	95,000	95,000	児童会活動助成
	野外活動援助費	80,000	80,000	5年生野外活動
	運動会援助費	85,000	85,000	
	環境整備費	227,000	227,000	校内整備等
	学習発表会援助費	70,000	70,000	
	教材援助費	40,000	40,000	
	危機管理費	30,000	30,000	班旗・防犯対策用具
小 計	957,000	957,000		
5	慶弔費	100,000	66,000	餞別・花束等
	予備費	706,137	220	振込手数料
	小 計	806,137	66,220	
	合 計	2,262,487	1,273,230	

(単位:円)

(収入) 2,295,093 - (支出) 1,273,230 = (残) 1,021,863

(貯金) 1,021,863 (現金) 0

令和5年度 特別会計決算報告

1. バザー活動会計

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	1,364,487	バザー備品・仕入代	210,548
バザー売上げ	367,350	とんどお菓子代	53,331
		東広島市P連つながり募金振込	2,050
		東広島市P連つながり募金手数料	110
		令和6年能登半島地震募金	3,000
貯金利息	12	令和6年能登半島地震募金手数料	550
		次年度繰越金	1,462,260
合 計	1,731,849	合 計	1,731,849

※つながり募金振込ミスの為、50円は残高に残っていましたので、募金があった際に50円を合算し振り込みました。

2. 令和5年度ベルマーク積立金

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	51,971	レゴたのしい基本ブロックセット(8個)	101,600
本年度換金額	90,581	消費税	9,144
ウェブベルマーク	1,208		
		次年度繰越金	33,016
合 計	143,760	合 計	143,760

※消費税 本体価格の90%×10% (円未満切り捨て)



令和5年度 会計監査報告

八本松小学校PTAの令和5年度の会計書類を監査した結果
相違ないことを確認いたしました。

- 1 資料 令和5年度元帳
 金銭出納簿
 預金通帳
 領収証
- 2 日時 令和6年3月23日
- 3 場所 八本松小学校 パソコンルーム

令和6年3月23日

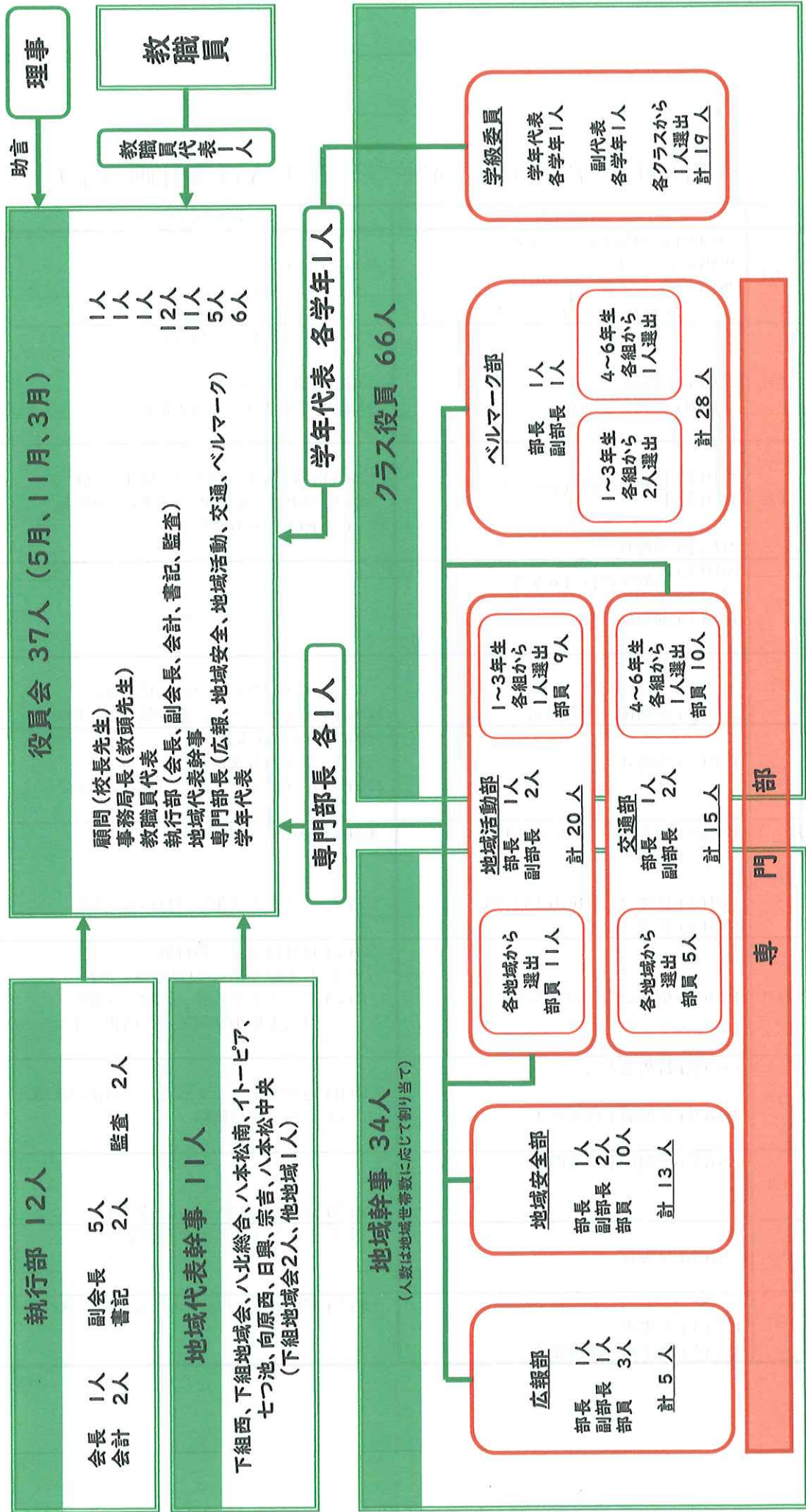
会計監査

江藤 豊 訓 
 西岡 千代 

令和5年度PTA執行部役員				令和6年度PTA執行部役員			
会 長		石井 雄一		会 長			
副会長 (専門部会担任)	広 報 部	前原 絵美子		副会長 (専門部会担任)	広 報 部		
	交 通 部	西川 辰徳			交 通 部		
	ベルマーク部	山内 芙美			ベルマーク部		
	地域安全部	寺田 武司			地域安全部		
	地域活動部	松本 佳子			地域活動部		
顧 問 (学校長)		田中 宏憲		顧 問 (学校長)		田中 宏憲	
事務局長 (教頭)		菅 ちあき		事務局長 (教頭)		兼島 久美	
書 記		中矢 浩貴		書 記			
		三分一 育栄					
会 計	保護者2名	伊東 厚子		会 計	保護者2名		
		清水川 直子					
	教職員1名	菅 ちあき			教職員1名	兼島 久美	
監 査		西岡 千代		監 査			
		江藤 豊訓					

令和5年度役員会構成員					令和6年度役員会構成員				
執行部役員		上記のとおり			執行部役員		上記のとおり		
地域代表幹事	下組西	石原 栄子	イトーピア	上田 美由紀	地域代表幹事	下組西	永井 千恵	イトーピア	吉長 ゆう子
			七つ池	西浦 伸二				七つ池	西本 利絵
	下組地域会	中村 志保	向原西	村田 宗子		下組地域会	中谷 啓子	向原西	鎌田 友子
	下組地域会	中谷 美知子	日 興	平田 紫穂		下組地域会	宅間 公子	日 興	仁井 康子
	八北総合	阿部 恵	宗 吉	浦辺 美樹		八北総合	倉光 仁美	宗 吉	木村 陽子
	八本松南	平石 愛子	八本松中央	久保 美香		八本松南	光原 香	八本松中央	川本 芳江
専門部部長	広報部	渡邊 恵美子			専門部部長	広報部	坂根 仁美		
	地域活動部	鍋原 香織				地域活動部			
	交通部	佐伯 早紀				交通部			
	地域安全部	谷澤 知佳子				地域安全部	島津 みゆき		
	ベルマーク部	水津 美穂				ベルマーク部			
学級委員会学年代表	1年	上岡 美香			学級委員会学年代表	1年			
	2年	原 優紀				2年			
	3年	中村 美樹				3年			
	4年	加藤 真由美				4年			
	5年	三宅 範子				5年			
	6年	常光 紗華				6年			
教職員	役員会の都度、学校長が教職員より2名指名				教職員	役員会の都度、学校長が教職員より2名指名			

令和6年度 八本松小学校PTA 組織図



令和6年度学校行事予定並びにPTA行事計画（案）

		学校行事	PTA関連行事	
4月	8日(月)	前期始業式・入学式	19日(金)	PTA総会 4月執行部会
	19日(金)	参観日		
	26日(金)	個人懇談 (26日(金)・30日(火)～5月1日(水)まで)	2日(木)	5月役員会、執行部会
5月	25日(土)	運動会	11日(土)	市P連 定例総会
	26日(日)	運動会予備日	11日(土)	草刈り（交通部主催）
6月	13日(木)	宿泊学習（5年生）	2日(日)	市民スポーツ大会（陸上の部）
	14日(金)		6日(木)	県P連 定例総会・県P会長研修会
	21日(金)	参観日	29日(土)	PTAあり方研修会
7月	3日(水)	修学旅行（6年生）		
	4日(木)			
	19日(金)	前期前半終了		
8月	7日(水)	全校登校日	未定	ペタンク大会（自治協主催）
	27日(火)	前期後半授業開始	24日(土)	親子クリーン活動（執行部主催）
9月	13日(金)	参観日	6日(金)	9月執行部会
			8日(日)	家庭教育講演会
			22日(日)	市民スポーツ大会（球技の部）
10月	10日(木)	個人懇談（～12日(土)まで）	4日(金)	10月執行部会
	11日(金)	前期終業式		
	15日(火)	秋休み（～16日(水)まで）	未定	ふるさと文化祭（自治協主催）
	17日(木)	後期始業式		
11月			1日(木)	11月役員会、執行部会
	16日(土)	創立記念学習発表会	未定	八本松を歩こう(自治協主催)
			22日(金)	子ども安全の日（自治協主催） （八本松小学校区一斉防犯パトロール）
12月	13日(金)	持久走大会	8日(日)	地域安全マップづくり（自治協主催）
	23日(月)	後期前半授業終了	14日(土)	会長・校長研修
1月				
	7日(火)	後期後半授業開始	17日(金)	1月執行部会→とんどについて
2月			未定	とんどまつり（自治協主催）
	5日(水)	参観日		
3月			1日(土)	3月役員会・新旧合同役員会、執行部会
	15日(土)	卒業式		
	25日(火)	修了式・離任任式		

令和6年度住民自治協議会活動計画（案）

※期日は予定であり変更になる場合があります。

1 青少年育成部会

- ・地域安全マップ作り
- ・子ども安全の日
- ・子ども祭り
- ・週5日制行事

2 文化部会

- ・八本松ふるさと文化祭
- ・とんど

3 体育振興部会

- ・市民スポーツ大会（陸上・球技）
- ・ペタンク大会
- ・八本松を歩こう

令和6年度 予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	内 訳
1 繰越金	1,021,863	954,487	前期貯金残高
2 会費	672,000	1,308,000	会費(保護者)100円×12ヶ月×523世帯=627,600円 (教職員)100円×12ヶ月×37人 =44,400円
3 雑収入	0	0	
合 計	1,693,863	2,262,487	

(支出の部)

(単位:円)

款	項 目	本年度予算額	前年度予算額	内 訳
1	会議費	10,000	10,000	
	小 計	10,000	10,000	
2	通信費	5,000	5,000	郵送費
	印刷費	5,000	5,000	印刷機使用料
	備品・消耗品費	80,000	80,000	コピー用紙等
	小 計	90,000	90,000	
3	会員研修費	10,000	10,000	
	研修会議参加費	10,000	100,000	市・町・県P連等参加費
	地域活動費	61,380	60,600	60円×各地域世帯数+3,000円(10地域)
	学級活動費	0	105,750	
	学級委員会費	3,000	3,000	リサイクルバザー等
	ベルマーク部費	20,000	20,000	ベルマーク郵送費等
	広報部費	20,000	20,000	かしの木編集印刷等
	地域活動部費	10,000	10,000	週5日制行事等
	地域安全部費	50,000	50,000	看板・地域安全マップ作り等
	交通部費	20,000	20,000	草刈り等
	環境整備費	85,000		ロープ くい等
	緑化活動費	35,000		花の苗等
	図書ボランティア活動費	150,000		本の修繕等
	委託費	150,000		構内・交通整備等
小 計	624,380	399,350		
4	図書費	0	150,000	図書備品
	卒業入学金	0	150,000	花・防犯ブザー等
	保健室援助費	0	30,000	
	児童会費	0	95,000	児童会活動助成
	野外活動援助費	0	80,000	5年生野外活動
	運動会援助費	0	85,000	
	環境整備費	0	227,000	校内整備等
	学習発表会援助費	0	70,000	
	教材援助費	0	40,000	
	危機管理費	0	30,000	班旗・防犯対策用具等
小 計	0	957,000		
5	慶弔費	100,000	100,000	餞別・見舞金等
	卒業入学金	150,000		花・防犯ブザー等
	予備費	719,483	706,137	
	小 計	969,483	806,137	
合 計	1,693,863	2,262,487		

令和6年度 特別会計 予算（案）

(収入の部)

(単位:円)

	項 目	本年度予算額	内 訳
1	繰越金	1,462,260	前期貯金残高
2	売上	350,000	バザー(ふるさと文化祭、発表会等)
合 計		1,812,260	

(支出の部)

(単位:円)

	款	項 目	本年度予算額	内 訳
1	バザー	仕入、備品代	250,000	
		小 計	250,000	
2	とんど	景品代	50,000	
		備品代	5,000	
		小 計	55,000	
3	50周年記念事業	記念誌発行費	400,000	800~1000部程度製作
		記念式典費	100,000	
		記念行事開催費	400,000	スポーツ教室ほか
		予備費	100,000	
		小 計	1,000,000	
4	予備費	予備費	507,260	
		小 計	507,260	
合 計			1,812,260	

<八本松小学校創立50周年記念事業について>

- ・記念式典(11月16日)
- ・記念誌の製作
- ・記念行事
- ◇スポーツ教室(PTA共催)＝サッカー元プロ選手を招いたスポーツ教室を開催予定
- ◇航空写真＝クリアファイルを児童に配布
- ◇子どもまつり(青少年育成部会主催、PTA協力)＝11月30日開催予定

八本松小学校PTA会則 (改正案)

第1章 総 則

第1条 本会は、八本松小学校PTAという。
第2条 本会は、八本松小学校に在学する児童の保護者又はこれに代わる者及び八本松小学校の教職員を会員として組織する。
第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1)八本松小学校の児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる。
 - (2)情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る。
 - (3)地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る。
 - (4)学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。
第5条 本会は、事務局を八本松小学校内に置く。

第2章 機関及び組織

第6条 本会に、総会、執行部役員会、役員会、専門部会、地域会、地域幹事会、学級会及び学級委員会を設ける。

第7条 総会は、本会の最高議決機関であり、すべての会員で構成する。

第8条 総会は、定例総会又は臨時総会とし、定例総会は毎年4月に開催する。

非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

第9条 定例総会は、会長が招集し、次の事項を承認又は決定する。

- (1)事業報告及び決算
- (2)事業計画及び予算
- (3)執行部役員会の選出
- (4)会費の改正
- (5)会則の改正
- (6)その他重要事項

第10条 臨時総会は、次に該当する場合、会長が招集する。

- (1)役員会が開催の決定をしたとき。
- (2)会員の5分の1以上が開催の請求をしたとき。

第11条 総会は、会員の5分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

2 会員からの委任状の提出をもって、出席とみなすことができるが、議決権は有しない。

(執行部役員会)

第12条 本会は次の執行部役員を置く。

なお、必要に応じ、副会長、書記、会計、監査に若干名の増員を定め、定員数とすることを認める。

- (1)会 長 1人
- (2)副 会 長 5人
- (3)副 会 員 若干名(学校長他)
- (4)事務局員 1人(教頭)
- (5)書 記 2人
- (6)会 計 3人(保護者2人・教職員1人)
- (7)監 査 2人
- (8)理 事 数名

第13条 執行部役員会の役割は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表し、全務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはその役割を代行する。また、各専門部会を担任し、助言及び支援を行う。
- (3)顧問は、本会の運営に適切な助言を与える。
- (4)事務局員は、本会の事務を統括する。必要に応じ、事務局員を選任することができる。
- (5)書記は、本会に必要な記録を行い、保管する。
- (6)会計は、本会の会計事務に従事する。執行部役員会において、求めに応じ会計報告を行う。
- (7)監査は、本会の会計を監査し、総会で報告する。実施事業内容と予算の適合性について調査する。
- (8)理事は、本会の運営を支援する。

第14条 執行部役員会の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、顧問及び理事を除く執行部役員の仕事は、原則として3年を限度とする。

2 執行部役員に欠員が生じたときは、執行部役員会で後任を決定する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 執行部役員は、定例総会において選出する。

2 選出の方法は、推薦又は立候補とし、決しない場合は選挙を行う。

第16条 執行部役員会は、執行部役員(理事を除く)で構成する。
2 執行部役員会は、毎月1回程度及び必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

- (1)事業計画及び予算の執行
- (2)次年度の事業計画案及び予算案の策定
- (3)役員会の運営
- (4)執行部役員会の欠員補充の決定
- (5)その他必要事項

第17条 執行部役員会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

監査は、執行部役員会において提言はできるが、議決には加わらない。

(役 員 会)

第18条 役員は、執行部役員(理事を除く)、地域代表幹事、学級委員会学年代表並びに専門部の部長とする。

2 地域代表幹事、学級委員会学年代表並びに専門部の部長・副部長の選出方法等については、役員会において審議し、別に定める。

3 役員に欠員が生じたときは、役員会で後任を決定する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第19条 役員会は、役員及び教職員代表(役員会の総数、学校長が指名した2人)で構成する。

2 役員会は、毎月1回程度及び必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

- (1)学校、専門部会、地域幹事会、地域会、学級委員会又は学級会間の事業計画の調整並びに実施状況の確認
- (2)学校、専門部会、地域幹事会、地域会、学級委員会又は学級会間の事業計画の調整並びに実施状況の確認
- (3)本会則により、別に定めるとされた規程等の制定及び改廃
- (4)役員会の欠員補充の決定
- (5)臨時総会の開催
- (6)その他必要事項

第20条 役員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

2 監査は、役員会において提言はできるが、議決には加わらない。

(その他の会)

第21条 専門部会、地域会、地域幹事会、学級会及び学級委員会は、本会則第3条の目的を果すため、活動する。

2 各会の役割は、次のとおりとする。

- (1)専門部会 各専門部会において明確な目的を持ち、本会全体のPTA活動を推進する。
 - (2)地域幹事会 地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。
 - (3)地域会 各地域におけるPTA活動を、地域との連携を図り推進する。
 - (4)学級委員会 学級間及び学年間の事業等の調整並びに諸問題の審議を行い、健全な学級会の運営を支援する。
 - (5)学級会 各学級において、保護者等と担任教諭が連携し、学級内の諸問題の審議並びに必要な事業を実施する。
- 専門部会、地域会、地域幹事会、学級会及び学級委員会の事業内容並びに各会構成員及び役員を選出方法等については、役員会において審議し、別に定める。

第3章 会 計

第22条 会員は、月額1,000円の会費を納める。ただし、保護者は1世帯、教職員は1人あたりとする。

2 会費の徴収にあたっては、毎月1日現在会員資格を有するから判定の上徴収することとし、過納が発生した場合は保護者からの申し出があれば還付することとする。

第23条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってまかなう。

第24条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 慶弔及び表彰

第25条 会員の慶弔及び表彰は、役員会において審議し、別に定める。

第5章 附 則

第26条 本会則に特に定めのない事項については、役員会において審議し、別に定める。

この会則は、昭和55年5月31日 部改正する。

この会則は、昭和56年4月17日 一部改正する。

この会則は、昭和60年4月19日 一部改正する。

この会則は、昭和62年4月18日 一部改正する。

この会則は、平成7年4月15日 一部改正する。

この会則は、平成11年4月17日 一部改正する。

この会則は、平成18年4月21日から施行する。

この会則は、平成19年4月20日から施行する。

この会則は、令和6年4月19日 一部改正する。

八木松小学校PTA会費規程

この規程は、八木松小学校PTA会則第3章 会計に関する取扱規定を、八木松小学校PTA役員会において定めたものである。

第1条 (収納方法)

PTA会費の収納方法は、児童が現金を持参することで発生が予想される様々なトラブルを回避すること、並びに担任の先生による集金業務時間及び取りまとめ事務を無くすことを目的として、ゆうちょ銀行の貯金口座を利用した自動引落しとする。

2 PTA会費の収納は、4・9・1月の年3回とし、1回800円とする。

第2条 (転出・転入)

年度途中にて転入・転出が発生した場合、会費の徴収にあたっては、当該月の15日現在、会員資格を有しているからか判断する。

2 前項により、PTA会費の過納が発生した場合は、当該会員からPTA会計へ返還の申し出があれば、還付することとする。

第3条 (各活動費の使途)

各活動費の支出にあたっては、会員の福利厚生を目的とした飲食等の支出は、原則行わないこととする。

2 PTA会員以外に対して、謝礼等を行う必要が生じたときは、PTA会計へ相談の上、500円以内の品で行うこととする。

3 PTA会員が、他のPTA団体が主催する会議等への出席を命ぜられた者に対する旅費は、別に定める規程に従って支給する。

第4条 (領収書等)

PTAの活動費として支出した際に、支払先が発行する領収書を必ず徴する。

2 領収書の宛て名については、必ず「八木松小学校PTA」の文言を含めたものとする。

第5条 (年度未処理)

会計年度末である3月31日から次年度の定期総会までの期間が短いことから、会計の負担を軽減するため、各活動費支出にかかると見られる精算の締め切りを、3月の役員会開催日とし、その後3月31日までは、各活動費の支出は可能な限り行わないこととする。

但し諸事情により、やむを得ず上記の締め切り以降に支出した場合は、早急にPTA会計へ申し出て、速やかに精算を行うこととする。

附 則 この規程は、平成20年5月2日から施行する。

この規程は、平成30年2月9日から施行する。

八木松小学校PTA専門部会規程

この規程は、八木松小学校PTA会則第21条の3に基づき、専門部会の事業内容と各専門部会の役員の出選方法を、八木松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条により専門部会の目的は「本会則第3条の目的を果たす為、活動する。」、また、第21条の2の(1)により専門部会の役割は、「各専門部会において、明確な目的を持ち、本会全体のPTA活動を推進する。」と定められている。

第1条 専門部会は、地域幹事、専門役員及びベルマーク部員により構成する。

第2条 専門部会は、「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 専門部会は、前条の目的を達成するために必要な事業を、その活動目的別に専門に審議し、実施する。

第4条 専門部会は、広報部会、地域活動部会、交通安全部会及びベルマーク部会の5部会とする。

2 各専門部会は、必要に応じて臨時部会し、事業を執行する。

第5条 それぞれの部会の活動目的、事業内容及び役割は、次のとおりとする。

(1) 広報部会

PTA広報誌「かしの木」の発行をとおして、会員の「情報の共有」及び「教育実践力の向上」を目的に活動する。

そのために、学校行事及びPTA行事・活動・研修会等の取材を積極的に行う。

(2) 地域活動部会

児童並びに会員の文化及び体育の向上を目的に活動する。この際に関わる地域行事の支援及びPTA行事を支援する。

(3) 交通安全部会

会員の学校行事における駐車場の交通整理及び駐車場の利用に関わるマナーの向上を図る。また、駐車場の清掃・整備を行う。

(4) 地域安全部会

学校外における「児童の安心、安全な生活を守る」ことを目的に活動する。地域との連携を深めながら、その環境づくりを行う。児童の安全に関わる地域行事の支援、及びPTA行事を支援する。

(5) ベルマーク部会

ベルマーク運動により児童の学校での環境設備の補強を行うこと及び児童とともに運動を進めることで、物と資源を大切にすることを養うことを目的に活動する。また、地域へ運動の輪を広げ、連携を深めていく。

各専門部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 広報部会、地域活動部会、交通部会、地域安全部会

地域幹事と専門役員で構成する。

部長(1人)及び副部長(2人以上)は、地域幹事より、各専門部会にて選出する。

(2) ベルマーク部会

ベルマーク部員(1-3年は各学級2人、4-6年は各学級1人)で構成する。

ベルマーク部会にて、部長(1人)及び副部長(1人)を選出する。

各専門部会における地域幹事の人員数は、執行部役員会において決定する。

第7条 各専門部会の部長は、八木松小学校PTA会則第18条に基づき、役員会に出席し、各専門部会の活動状況及び活動予定の報告を行う。

また、各専門部会で採択された審議事項を、八木松小学校PTA役員会に提出し、審議する。

第8条 各専門部会の部員は、講演会及び研修会への参加要請があった場合は、積極的に参加し、役員会において報告する。原則1回以上の参加を義務とする。

この規程の改正並びに特に定めのない事項については、八木松小学校PTA役員会において協議し、執行するものとする。

付 則

この規程は、平成19年4月20日から施行する。

この規程は、平成24年4月20日から施行する。

この規程は、平成24年12月7日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年12月6日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成28年11月12日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年11月12日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成31年11月9日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和5年4月10日から施行する。(一部改正)

八本松小学校 P T A 旅費等支給規程

第 1 条 この規程は、八本松小学校 P T A 会員（以下、「P T A 会員」とする）の旅費等に関する事項を定めたものである。

第 2 条 P T A 会員が、他の P T A 団体が主催する会議等への出席を命ぜられた者に対しては、この規程に従って旅費等を支給する。

第 3 条 P T A 会員に支払うものは、交通費・宿泊料及び参加費用の 3 種とし、次の表のとおりとする。
但し、出席上の都合により所定の等級より上位の等級に上った場合は、後日役員会で協議し、認められたものに限り実費を支給する。

鉄道 実費 (但し、指定駅から開地までの道程が、片道 10 km を超えるものに限り、1 km あたり 15 円を支給する。)	交通費		宿泊料 実費 (但し、上限を 1 万円とす る。)	参加費用 実費
	自家用車 八本松小学校から開地までの道程が、片道 10 km を超えるものに限り、1 km あたり 15 円を支給する。	バス 実費		

注) 自家用車による出席において支払ったものうち、高速道路通行料（但し、片道 1 千円を超えるもの）及び駐車料は実費を支給する。

第 4 条 P T A 会員で出席を命ぜられた者は、出発前に交通手段・経過する順路・日数・滞在宿泊地を会計に報告の上、許可を受けるものとし、出席者はそれを遵守する。
前項に関し、出発後やむを得ない事情により変更を要するに至ったときは、この限りでない。

第 5 条 出席した者は、帰着後早期に別紙の旅費請求書を作成し、領収書等支払いの事実がわかるものを添付した上で、会計に提出する事を要する。
但し、J R の切符代やバス代のように、通常支払いの事実がわかるものが交付されないものに関しては、提出を省略することができる。

第 6 条 この規程にない費用が出席中に発生した場合は、役員会で協議の上、相当と認め費用を支出する。

第 7 条 この規程は、平成 2 0 年 5 月 2 日から実施する。

八本松小学校 P T A 慶弔及び表彰規程

この規程は、八本松小学校 P T A 会則第 2 5 条に基づき、慶弔及び表彰に関する規定を、八本松小学校 P T A 役員会において定めたものである。

第 1 条 香典及び弔電
本会会員及び児童を対象とし、逝去に際して、1 0, 0 0 0 円を支給する。
また、別にして、弔意電報を頒信する。

第 2 条 見舞
児童及び教職員を対象とし、2 週間以上の入院に際して、5, 0 0 0 円を支給する。

第 3 条 健別
教職員を対象とし、転任または退任する場合、次のとおり支給する。
本会会員となつて 3 年未満の教職員…………… 3, 0 0 0 円
本会会員となつて 3 年以上の教職員…………… 5, 0 0 0 円
本会会員となつて 3 年未満の管理職…………… 5, 0 0 0 円
本会会員となつて 3 年以上の管理職…………… 1 0, 0 0 0 円

第 4 条 表彰
役員会において、本会運営に功績顕著であると認められた団体及び個人を対象とし、表彰状もしくは感謝状並びに記念品を贈る。

第 5 条 その他
この規程の改正並びに特に定めのない場合については、役員会において審議し、執行するものとする。

附 則
この規程は、平成 1 9 年 5 月 2 日から施行する。
この規程は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から施行する。

この規程は、八本松小学校PTA会則第21条の3に基づき、地域会の事業内容、地域代表幹事及び地域幹事の選出方法等を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条によりの地域会の目的は「本会則第3条の目的を果す為、活動する。」、また、第21条の2の(3)により地域会の役割は、「各地域におけるPTA活動を、地域との連携を図り推進する。」と定められている。

第1条 地域会は、各地域の会員により構成する。

第2条 地域会は「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 地域会は年1回以上各地域会総会を開催し、事業内容等の議決、地域代表幹事並びに地域幹事の選出を行う。

2 地域会の総会の開催、議決等に関する会則は各地域において制定する。ただし、八本松小学校PTA会則に準ずるものとする。

第4条 地域会の代表者は、地域代表幹事とする。

2 地域代表幹事は、地域会会員を招集し、地域会総会を開催する。

3 地域代表幹事は、地域幹事会を開催し、地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。

4 地域代表幹事は、各地域会1人とし、原則各地域の最高学年より選出する。

但し、1地域は八本松小学校PTA会員世帯数が100世帯を超えた場合、又は児童数が100人を超えた場合、地域代表幹事を1人増員してもよい。この選出は、当該地域会で決定し、八本松小学校PTA役員会の承認を得る。

又、既に分割された地域については、分割前の地域において八本松小学校PTA会員世帯数が200世帯を超えた場合、前述に該当する。

第5条 地域幹事は、地域代表幹事を補佐し、地域代表幹事に支障があるときはその役割を代行する。

2 地域幹事は、地域の児童及び会員のPTA活動に関する諸問題等を聴取し、地域幹事会において審議する。

3 地域幹事は、八本松小学校PTA専門部会の部員として活動する。又、PTA専門部会の部長・副部長をこの中より選出する。

4 地域幹事（地域代表幹事を含める）の各地域における人員数は、役員会において各専門部会必要人員を検討し、地域代表幹事が執行部役員会に地域会の世帯数の報告を行い、執行部役員会が地域幹事の人員数及び所属専門部会の内訳を決定し、通知する。

5 地域幹事は、各地域において、次年度の4年生から6年生の保護者より各学年均等に選出する。選出する学年や方法については、地域会に一任する。

第6条 地域会の区分は、八本松小学校が定めた地域に準ずる。

2 宗吉・八北総合（八本松北・大山・松風）・八本松中央・向原西・日興・イトーピア・下組西・八本松南・

下組地域会（下組東・下組南・下組中東・下組南・下組中西）・七つ池の10地域会とする。

第7条 この規程の改正並びに特に定めのない事案については、八本松小学校PTA役員会において審議し、執行するものとする。

附 則 この規程は、平成19年5月2日から施行する。

この規程は、平成20年3月5日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成23年8月12日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成24年7月13日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成25年1月11日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成25年3月9日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成26年11月7日から施行する。（一部改正追加）

この規程は、平成28年1月12日から施行する。（一部改正追加）

この規程は、平成28年3月12日から施行する。（一部改正追加）

この規程は、八本松小学校PTA会則第21条の3に基づき、地域幹事会の事業内容を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条によりの地域幹事会の目的は「本会則第3条の目的を果す為、活動する。」、また、第21条の2の(2)により地域幹事会の役割は、「地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。」と定められている。

第1条 地域幹事会は、地域代表幹事並びに地域幹事により構成する。

第2条 地域幹事会は、「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 地域幹事会は、地域代表幹事の招集により、必要に応じ随時開催する。

第4条 地域幹事会は、地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。

第5条 地域幹事会は、地域会総会における事業内容等の決議事項を審議し、地域会総会に提出する。

第6条 この規程の改正並びに特に定めのない事案については、八本松小学校PTA役員会において審議し、執行するものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月2日から施行する。

八本松小学校PTA学級委員会規程

この規程は、八本松小学校PTA会則第21条の3に基づき、学級委員会の事業内容、学年代表及び学年副代表の選出方法を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条により学級委員会の目的は「本会則第3条の目的を果たす為、活動する。」、また、第21条の2の(4)により学級委員会の役割は、「学級間及び学年間の事業等の調睦並びに諸問題の審議を行い、健全な学級会の運営を支援する。」と定められている。

第1条 学級委員会は、執行部役員及び学級委員により構成し、会長が召集する。

第2条 学級委員会は、「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 学級委員会は、学級間の意見調整を促り、円滑な学級会活動が行われるように審議する。また、学級及び学年関連諸問題を審議する。

学級委員は、講演会及び研修会への参加要請があった場合は、積極的に参加し、役員会において報告する。原則1回以上の参加を義務とする。

第4条 学級委員会は、各学期に、1回以上開催する。

第5条 学級委員会は、各学年の学年代表(1名：合計6人)及び学年副代表(1名：合計6人)を選出する。学年代表及び学年副代表の選出の方法は、推薦もしくは立候補とし、決しない場合は選挙とする。

第6条 学年代表は、各学年の学級委員と学級間の意見を調整する。

学年代表は、八本松小学校PTA会則第18条に基づき、八本松小学校PTA役員会に出席し、学級及び学年関連諸問題についての審議を行い、学級会活動を助けるものとする。また、役員会において学級会活動の報告及び予定の発表を行う。

第7条 学年副代表は、学年代表を補佐し、学年代表に支障あるときは、代行する。

第8条 執行部役員と学年代表は、必要に応じて随時、会議を開催し、学級間及び学年間の事業の調整等の最終的な決定を行うことができる。

第9条 この規程の改正並びに特に定めのない事案については、八本松小学校PTA役員会において審議し、執行するものとする。

附則 この規程は、平成19年5月2日から施行する。

この規程は、平成24年12月7日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成28年1月12日から施行する。(一部改正)

八本松小学校PTA学級会規程

この規程は、八本松小学校PTA会則第21条の3に基づき、学級会の事業内容、各学級役員の選出方法を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条により学級委員会の目的は「本会則第3条の目的を果たす為、活動する。」、また、第21条の2の(5)により学級会の役割は、「各学級において、保護者等と担任教諭が連携し、学級内の諸問題の審議及び事業を実施する。」と定められている。

第1条 学級会は、各学級の会員によって構成する。

第2条 学級会は、「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 学級会は、担任教諭と保護者が相互理解を深め、第2条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

第4条 学級会は、各学級より学級委員(2人以内)、ベルマーク部員(1-3年：2人、4-6年：1人)、交通部員(1人)の学級役員を選出する。

第5条 各学級役員は、4月に行われる学級懇談会において選出する。

選出の方法は、立候補とし、決しない場合は抽選を行う。

やむを得ない事情で、定められた人数の学級役員を選出することが困難な場合は、執行部役員会の審議を得た上で、その選出方法・人数を変更できるものとする。

第6条 学級委員は、担任と協議し、学級会を統括する。

また、学級委員は、学級委員会において学級間の調整及び情報交換を行う。

第7条 ベルマーク部員は、ベルマーク部に所属し、専門部員は、各専門部に所属し、学級会を代表して活動する。

第8条 この規程の改正並びに特に定めのない事案については、八本松小学校PTA役員会において審議し、執行するものとする。

附則

この規程は、平成19年5月2日から施行する。この規程は平成28年1月12日一部改正する。

この規程は、平成25年12月6日に一部改正する。この規定は平成31年1月9日に一部改正する。

この規定は平成23年2月4日に一部改正する。この規定は令和5年4月10日に一部改正する。

この規程は平成26年5月9日に一部改正する。